

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

サービス管理責任者等の研修受講に係る留意点等について

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
本年度末、サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置の一部が終了します。

平成30年度までに研修要件及び実務経験を満たし、サービス管理責任者等研修(旧体系)及び相談支援従事者初任者研修を修了した者については、令和元年度から令和5年度までの間はサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という)として従事可能ですが、令和6年4月以降も引き続きサービス管理責任者等として従事される場合は、令和5年度までに「**サービス管理責任者等更新研修**」を受講する必要があります。

また、令和元年度から令和3年度までの間にサービス管理責任者等基礎研修修了者となり、基礎研修受講時点で実務経験を満たしている者については、基礎研修を修了した日から3年が経過するまでの間に「**サービス管理責任者等実践研修**」を受講する必要があります。

更新研修または実践研修を受講されていないサービス管理責任者等におかれましては、下記のとおり経過措置について、あらためてご確認いただき、研修対象者の受講漏れがないようお願いいたします。

なお、サービス管理責任者等が欠如した場合は、その翌々月から欠如解消されるに至った月までサービス管理責任者等欠如減算の対象となりますのでご注意ください。

記

1. 平成30年度までにサービス管理責任者等研修を修了した者について

- ・令和5年度末(令和6年3月31日)までに更新研修を受講できなかった場合、令和6年4月1日以降、実践研修を修了し修了証書の交付を受けるまでサービス管理責任者等として従事することはできません。
- ・岐阜県においては**令和5年11月6日(月) 17時締切**で更新研修受講の募集を行っ

ていますので、県内での受講を希望されるサービス管理責任者等におかれましては以下の県ホームページより確認、申込みを行ってください。

【 県ホームページ 】

サービス管理責任者等研修（更新研修）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/23274.html>

※なお、旧体系の研修修了者・実践研修修了者が更新研修を5年以内に受講できなかった場合は、実践研修を改めて受講する必要がある、実践研修を修了しその証明書の交付を受ける日まではサービス管理責任者等として従事することができませんのでご注意ください。

2. 令和元年度から令和3年度までの間にサービス管理責任者等基礎研修修了者（基礎研修受講時点で実務経験を満たしている場合）となった者について

- ・令和元年度から令和3年度までの間にサービス管理責任者等基礎研修修了者となり、基礎研修受講時点で実務経験を満たしている者については、基礎研修を修了した日から3年を経過するまでの間にサービス管理責任者等実践研修を修了する必要があるます。実践研修を受講せず3年を経過した場合、サービス管理責任者等として従事することができません。
- ・県においては令和6年1月または2月に実践研修の開催を予定しています。募集開始しましたら、以下の県ホームページに掲載しますのでご確認ください。

【 県ホームページ 】

令和5年度研修計画

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/60414.html>

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課地域生活支援係		
係 長	野 崎	担 当	長 尾
電 話	058-272-1111 内 3489		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	原
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		